

健康保険の制度改正について

1. 「標準報酬の上限」の改正（平成28年4月～）

毎月の保険料や保険給付の基礎となる標準報酬月額等の等級区分が見直しされ、従来の47等級から上限3等級を追加し50等級となります。

標準報酬				報酬月額	
等級		月額	日額		
現	新				
47	47	1,210,000円	40,330円	1,175,000円以上	1,235,000円未満
	48	1,270,000円	42,330円	1,235,000円以上	1,295,000円未満
	49	1,330,000円	44,330円	1,295,000円以上	1,355,000円未満
	50	1,390,000円	46,330円	1,355,000円以上	

「標準賞与額」もあわせて年間上限の見直し

（現行）年間540万円 ➡ （改正後）年間573万円

2. 「傷病手当金・出産手当金」の見直し（平成28年4月～）

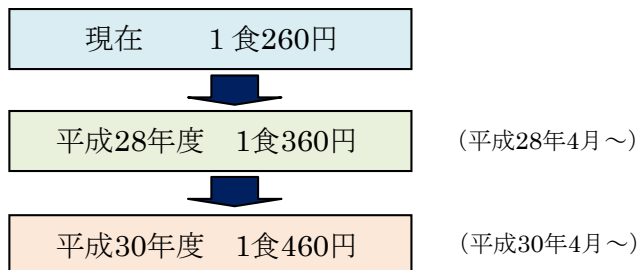
傷病手当金・出産手当金の支給する際の算定方法が見直されます。



現行	改正後
被保険者の標準報酬月額の1/30 (標準報酬日額)の3分の2	被保険者期間1年以上の人
	被保険者が給付を受ける月以前12か月間の各月の標準報酬月額の平均額の1/30の3分の2
被保険者の標準報酬月額の1/30 (標準報酬日額)の3分の2	被保険者期間が1年未満の人
	①被保険者の全加入期間の標準報酬月額の平均額の1/30 ②加入している健康保険の平均標準報酬月額の1/30（平均標準報酬日額） ①または②のいずれか低い額の3分の2

3. 入院時食事療養費の見直し（平成28年4月～）

入院時食事療養費が見直され、食事代の自己負担額が段階的に引き上げられます。



※低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担額は据え置き

4. 海外療養費の見直し（平成28年4月～）

海外療養費の支給の申請にあたって、添付書類等（※1.2）が追加となります。

- ・「療養費支給申請書」
- ・「診療内容明細書（様式A）」・「領収明細書（様式B）」及び「翻訳文翻訳者名記入のもの」
- ・「領収書」

※1「パスポートの写し」

※2「療養費支給申請書」の同意書欄に署名

5. 短時間労働者への社会保険適用について（平成28年10月～）

パートタイマーなど非正規労働者への厚生年金・健康保険の適用が拡大されます。

※ 当面の間、500人超の企業が対象



このお知らせについての問合せ先
業務部 電話 06-6271-0651